

# 伊東市移住就業支援事業 補助金の御案内

伊東市  
企画課

## 目 次

	頁
1 移住元要件 .....	1
2 移住先要件 .....	3
3 補助金の額 .....	6
4 申請書類 .....	7
5 交付の条件 .....	10
6 補助金の返還 .....	10
7 申請の期限 .....	11
8 問い合わせ先、申請書の提出先・提出方法 .....	12
(参考) 申請書の記入例 .....	13

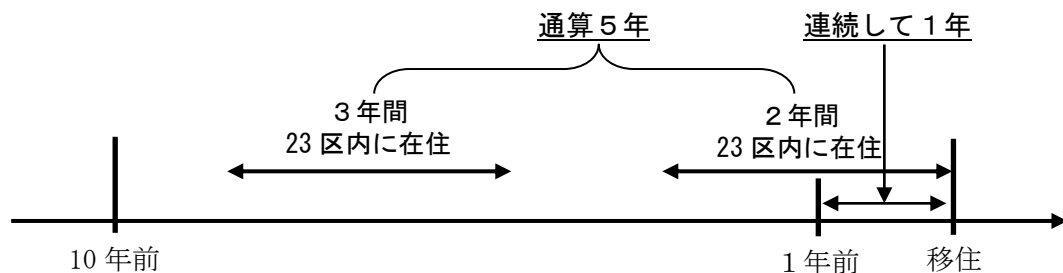
## 次の「1 移住元要件」と「2 移住先要件」の両方を満たす方が補助金の対象者となります

### 1 移住元要件

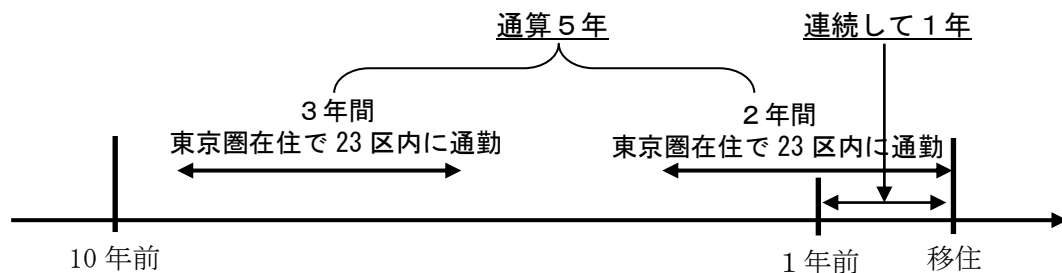
次の（１）と（２）の両方を満たす方

（１） 次のア、イのいずれかに該当

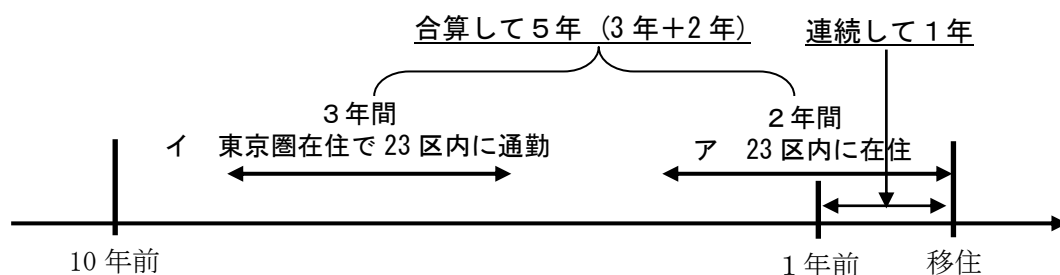
ア 伊東市へ移住※1する直前の10年間のうち通算5年以上 かつ 移住する直前に連続して1年以上、「東京23区内に在住していたこと」



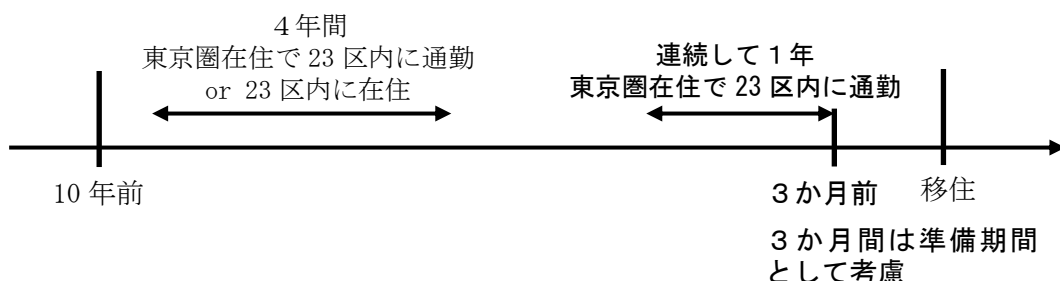
イ 伊東市へ移住する直前の10年間のうち通算5年以上 かつ 移住する直前に連続して1年以上、「東京23区以外の東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）のうちの条件不利地域※2以外の地域に在住し、東京23区内の法人等への通勤※3をしていたこと」



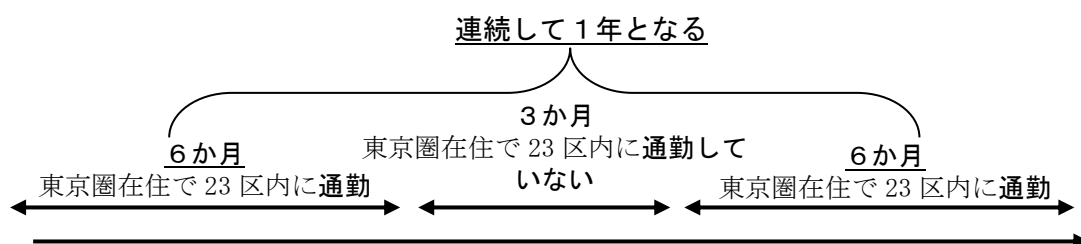
（注1）「ア 東京23区内に在住していたこと」と「イ 東京23区以外の東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内の法人等への通勤をしていたこと」を合算して、「移住する直前の10年間のうち通算5年以上 かつ 移住する直前に連続して1年以上」を満たしても対象となります。



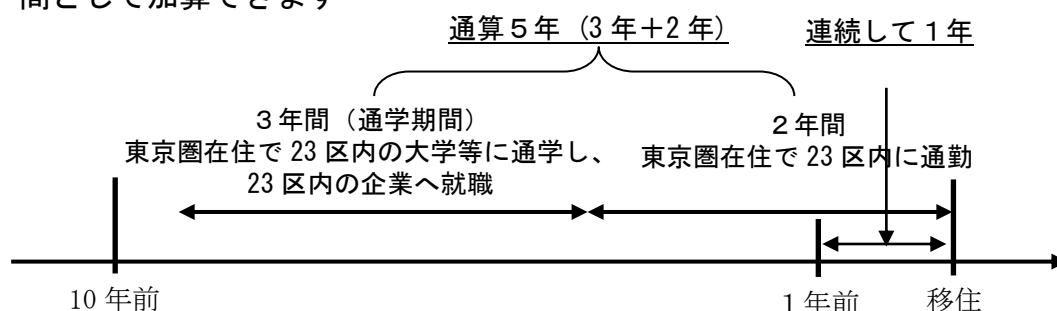
(注2) 「移住する直前に連続して1年以上、東京23区以外の東京圏に在住し、東京23区内の法人等への通勤」の「1年以上」の期間については、移住する3か月前までを起算点とすることができます。(ただし、3か月の期間中に東京圏(条件不利地域を除く)から転出している場合は対象外となります)



(注3) 「移住する直前に連続して1年以上、東京23区以外の東京圏に在住し、東京23区内の法人等への通勤」の「連続して」の「通勤」については、3か月以内の通勤していない期間であれば、連続しての通勤として取り扱います。



(注4) 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方については、通学期間も対象期間として加算できます



※1 「移住」とは、住民票を伊東市に異動し、生活の本拠を伊東市へ移すことをいいます。また、移住する直前とは移住先の住民票記載の「転入日」を指します。

※2 「東京圏のうちの条件不利地域」とは、以下のとおりです。  
東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、  
長瀨町、小鹿野町、東秩父村、神川町

千葉県：館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、  
匝瑳市、香取市、山武市、東庄町、九十九里町、長南町、大多  
喜町、御宿町、鋸南町

神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

- ※3 雇用者としての通勤の場合は雇用保険の被保険者としての通勤に限ります。また、法人経営者、個人事業主、公務員として23区内へ通勤していた方も対象となります。

## (2) 次のア～エの全てに該当

- ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- イ 日本人又は永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者のいずれかの在留資格を有するもの若しくは特別永住者のいずれかであること。
- ウ 移住する直前に住所を有していた市区町村において、最近1か年度市区町村税を滞納していないこと。
- エ その他市長が不相当と認めた者でないこと。

---

## 2 移住先要件

### 次の(1)～(5)のいずれかに該当する方

- (1) 『①の要件を満たす移住、かつ、②の要件を満たす就業』
- (2) 『①の要件を満たす移住、かつ、③の要件を満たす就業』
- (3) 『①の要件を満たす移住、かつ、④の要件を満たすテレワーク』
- (4) 『①の要件を満たす移住、かつ、⑤の要件を満たす関係人口』
- (5) 『①の要件を満たす移住、かつ、⑥の要件を満たす起業』

### ① 移住に関する要件

次のア、イの両方に該当する必要があります。

- ア 補助金の申請時において、移住後3か月以上1年以内であること。
- イ 伊東市に、補助金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

## ② 就業に関する要件（一般の場合）

次のア～キの全てに該当する必要があります。

- ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- イ 就業先が、静岡県その他の都道府県が補助金の対象とする就業先としてマッチングサイト※4に掲載されている求人であること。
- ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務※5を務めている中小企業等への就業でないこと。
- エ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業し、かつ、申請時において当該中小企業等に連続して3か月以上在職していること。
- オ イの求人への応募日※6が、マッチングサイトに当該求人が補助金の対象として掲載された日以降であること。
- カ 就業する中小企業等に、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

※4 「マッチングサイト」とは、静岡県が東京圏の求職者と本県の中小企業等のマッチングを図るためのサイト「しずおか就職 net」や、その他の都道府県が同様の目的で開設するサイトをいいます。

しずおか就職 net 内 静岡県移住・就業支援金求人サイト  
(<https://www.koyou.pref.shizuoka.jp/shien>)

※5 「経営を担う職務」とは、以下をいいます。

- 会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社）  
取締役、会計参与、監査役
- 社会福祉法人  
理事、監事、評議員、会計監査人
- 医療法人、NPO 法人  
理事、監事

※6 「応募日」とは、採用面接の申込みを行った日をいいます。

## ③ 就業に関する要件（専門人材の場合）

プロフェッショナル人材事業※7又は先導的人材マッチング事業※8を利用して※9令和3年3月1日以降に就業し、次のア～オの全てに該当する必要があります。

- ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- イ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、補助金の当該法人に連

続して3か月以上在職していること。

ウ 当該就業先において、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

※7 「プロフェッショナル人材事業」とは、各道府県に設置するプロフェッショナル人材戦略拠点が、地域企業と対話を重ね、「攻めの経営」への転進を促すとともに、人材のニーズを具体化し、職業紹介事業者等を介して、プロフェッショナル人材をマッチングする事業です。

※8 「先導的人材マッチング事業」とは、内閣府地方創生推進室が実施する事業で、地域金融機関等が地域企業の人材ニーズを調査・分析し、職業紹介事業者等と連携するなどしてハイレベルな経営人材等のマッチングを行う取組に対して支援を行うものです。

※9 プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業の利用の有無については、就業先の企業へお問い合わせください。

#### ④ テレワークに関する要件

次の全てに該当する必要があります。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務をを引き続き行うこと。

イ 内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供されていないこと。

ウ 定期的に週の半分を超えて勤務先の部署に通勤していないこと。

※法人経営者や個人事業主の方は、担当課に個別に御相談ください。

#### ⑤ 関係人口に関する要件

次の全てに該当する必要があります。

ア 移住時に40歳未満であること。

イ 伊東市の団体と関わりを有し、移住直前の1年間で4回以上地域の活動に関わったこと。

ウ 次の(ア)(イ)のいずれかに該当すること。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて本市内の企業等に就業

し、かつ、申請時において当該企業等に連続して3か月以上在職していること。

(イ) 本市内で新規に起業し、開業の届出をしていること。

### ⑥ 起業に関する要件

静岡県が実施する地域創生起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を1年以内に受けていること(起業支援金の詳細については、起業支援金事務局「(公財)静岡県産業振興財団 054-254-4511」へお問い合わせください。)

## 3 補助金の額

補助金の額は次のとおりです。

区分	支援金の額
単身での移住の場合	60万円
2人以上の世帯※10での移住の場合	100万円
18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合※11	18歳未満の者一人につき30万円を加算

※10 2人以上の世帯については、**次のア～エの全てに該当する世帯**に限ります。

- ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- ウ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも申請時において移住後3か月以上1年以内であること。
- エ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

※11 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合の加算

- ・令和4年4月1日以降の移住者が対象となります(令和4年3月31日以前の移住者は対象外)。
- ・18歳未満の世帯員とは、申請年度の4月1日時点において18歳未満の世帯員をいいます(ただし、申請年度の4月2日が18歳の誕生日の場合は対象)。
- ・18歳未満の世帯員は、原則としてどのような続柄であっても対象となりますが、申請者からみて18歳未満の世帯員が配偶者である場合は対象となりません。

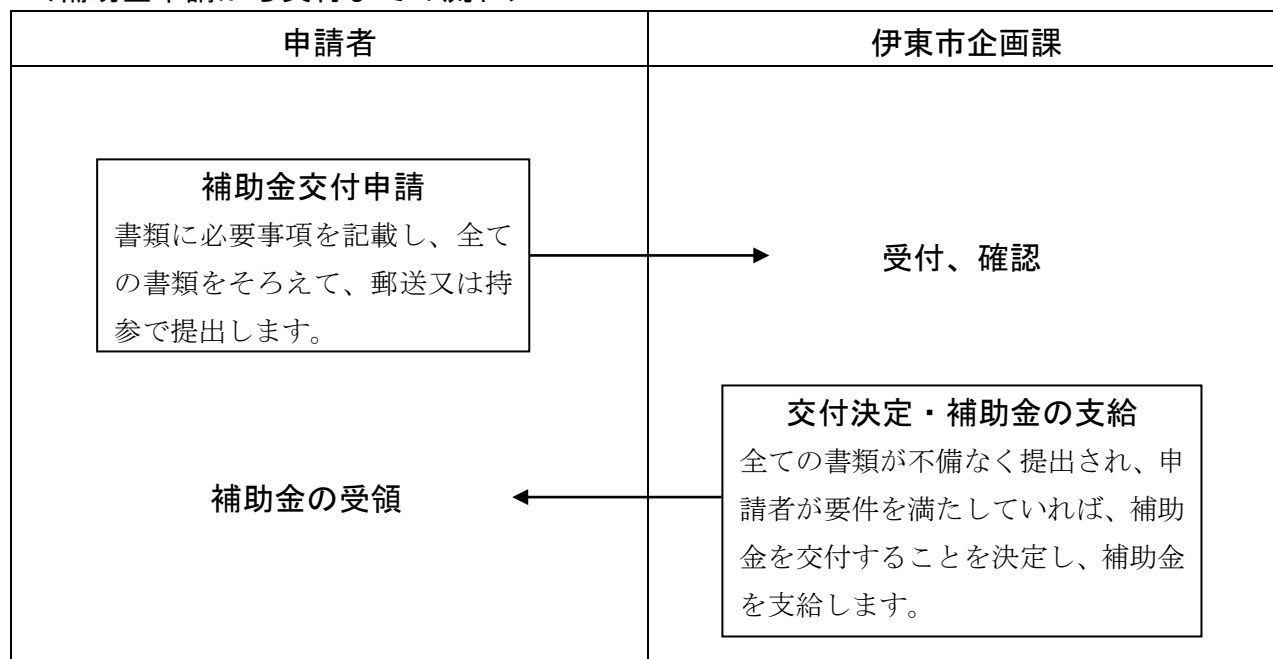


## 4 申請書類

補助金の申請に当たっては、次の書類を提出してください。

区分	申請書類チェック欄
(1) 全員が提出必須の書類	8 ページ
(2) 東京圏に在住し、23区内の法人等への通勤していた方のみ	8 ページ
(3) 東京圏に在住し、23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主であった方のみ	8 ページ
(4) 東京圏から 23 区内の大学に通学し、23 区内の企業等へ就職した方のみ (通学期間も移住元としての対象期間に含める場合のみ)	9 ページ
(5) テレワークに関する要件に該当する法人経営者又は個人事業主の方のみ	9 ページ

### <補助金申請から交付までの流れ>



## (1) 全員が提出必須の書類

- 伊東市移住就業支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- 伊東市移住就業支援事業補助金の交付申請に関する誓約書兼同意書（第1号の2様式）
- 口座振込依頼書（第3号様式）
- 写真付き身分証明書のコピー  
例：運転免許証、個人番号カード、パスポート等のコピー
- 住民票  
※世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分
- 移住元の住民票の除票（又は、戸籍の附票）  
※世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分
- 移住元の市区町村における最近1か年度の滞納のないことを証する市区町村税の完納証明書等※12

<以下は移住先の形態等で該当するものを提出>

### ① 就業の場合

- 就業証明書（第2号様式）※就業先で記載してもらってください。

### ② テレワークの場合

- 就業証明書（第2号の2様式）  
※所属先企業等で記載してもらってください。

### ③ 関係人口の場合

- 関係人口証明書（第2号の3様式）  
（就業の場合）
- 就業証明書（第2号の4様式）  
（起業の場合）
- 開業届等、市内で起業したことが確認できる書類

### ④ 起業の場合

- 起業支援金の交付決定通知書のコピー

## (2) 東京圏に在住し、23区内の法人等への通勤していた方のみ

- 移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類  
例：就業証明書、退職証明書、離職票、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書等

※12 完納証明書を発行していない市区町村においては、移住時点で発行が可能な最近1か年の市区町村税の納税証明書等

(3) 東京圏に在住し、23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主であった方のみ

- 移住元での在勤地を確認できる書類  
例：開業届出済証明書等
- 移住元での在勤期間を確認できる書類  
例：個人事業等の納税証明書等

※12 完納証明書を発行していない市区町村においては、移住時点で発行が可能な最近1か年の市区町村税の納税証明書等

(4) 東京圏から23区内の大学に通学し、23区内の企業等へ就職した方のみ

(注) 通学期間を移住元としての対象期間に含める場合のみ

- 在学期間や卒業校を確認できる書類 例：卒業証明書、成績証明書等
- 移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類  
例：就業証明書、退職証明書、離職票、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書等

(5) テレワークに関する要件に該当する法人経営者又は個人事業主の方のみ

- (法人経営者の方のみ) 履歴事項全部証明書の写し  
※発行後3か月以内のものに限ります
- (個人事業主の方のみ) 開業届出済証明書の写し  
※発行後3か月以内のものに限ります
- (個人事業主の方のみ) 個人事業の開業・廃業等届出書の写し
- 事業に係る納税証明書
- 移住元で行っていた業務を移住後も継続していることを確認できる書類  
例：業務の取引に係る契約書、注文書(発注書)、注文請書(受注書)等  
※移住前から移住後にかけて同様の業務を行っていることが契約期間等により確認できるものとします

## 5 交付の条件

---

次の（１）と（２）は、交付を決定する際の条件となります。

- （１） 申請した日から５年以上継続して、伊東市に居住し、かつ、就業・起業する意思を有していること。ただし、申請した日から５年以内に、伊東市での居住が困難となった場合、又は補助金の申請日から１年以内に補助金の要件を満たす移住先での中小企業等に在職することが困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- （２） 補助金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び伊東市から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

## 6 補助金の返還

---

次の区分のいずれかに該当する場合は、補助金の全額又は半額を返還していただきます（ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして伊東市長が認めた場合は対象外）。

- （１） 全額の返還
  - ア 虚偽の申請等をした場合
  - イ 補助金の申請日から３年未満に伊東市から転出した場合
  - ウ 補助金の申請日から１年以内に補助金の要件を満たす移住先での職を辞した場合
  - エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合
- （２） 半額の返還
  - 補助金の申請日から３年以上５年以内に伊東市から転出した場合

## 7 申請の期限

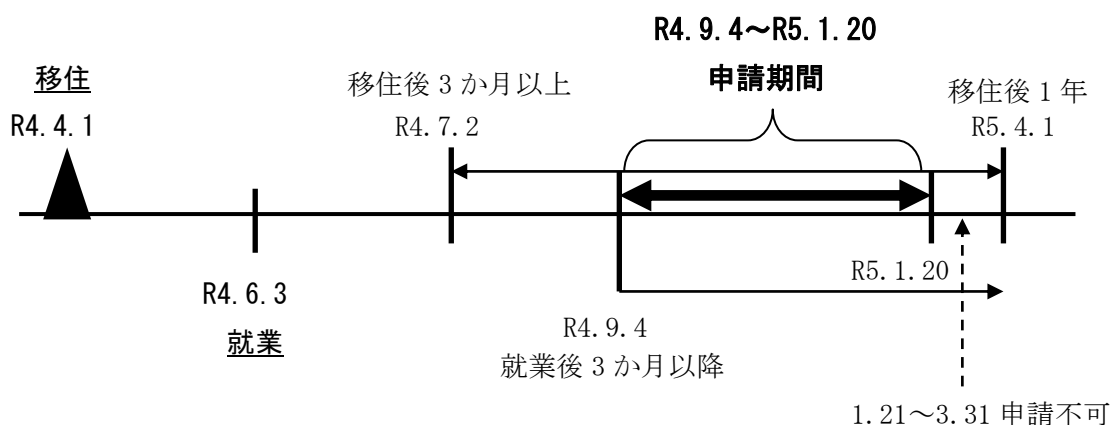
令和5年1月20日（金）までに申請してください。

※ただし、予算の状況によっては期限を変更する可能性がありますので、申請要件を満たした場合は、なるべく早めに申請してください。

### <申請期間>

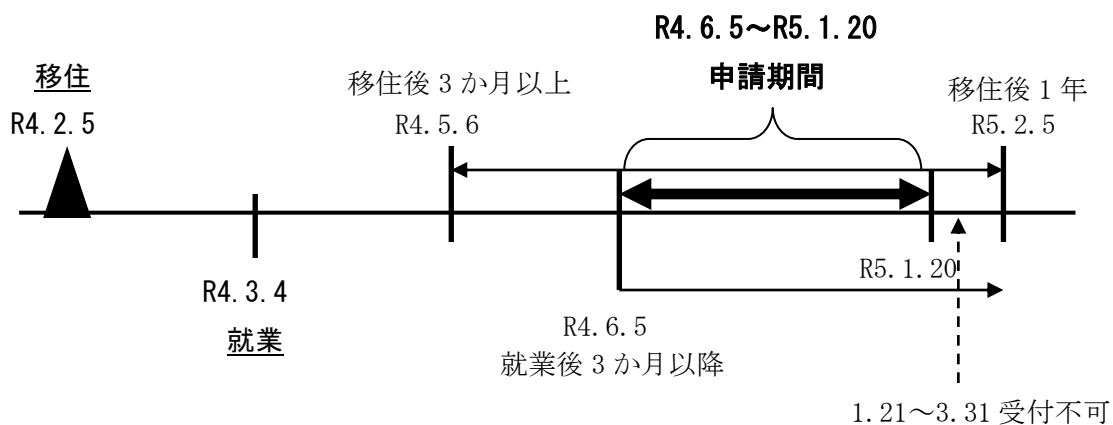
#### ○パターン1

令和4年4月1日に移住し、同年6月3日に対象企業に就業した場合



#### ○パターン2

令和4年2月5日に移住し、同年3月4日に対象企業に就業した場合



## 8 問い合わせ先、申請書の提出先・提出方法

---

### (1) 問い合わせ先、申請書の提出先

伊東市役所 企画課

〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 伊東市役所7階

電話番号 0557-32-1062

F A X 0557-36-1104

E-Mail kikaku@city.ito.shizuoka.jp

### (2) 提出方法

申請先へ直接提出又は郵送

※ FAXやE-Mailでの提出は不可

※ 郵送の場合は提出書類に不備がなかった場合のみ受付します。

伊東市移住就業支援事業補助金交付申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

伊東市長 様

伊東市移住就業支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者欄

フリガナ	イトウ タロウ	生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
氏名	伊東 太郎 ㊟		
住所	〒414-8555 伊東市大原二丁目1番1号	電話番号	0557-32-1062
メールアドレス	kikaku@city.ito.shizuoka.jp		

2 補助金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

単身・世帯	単身	<input type="radio"/>	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	3人
				上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	1人
補助金の種類	<input type="radio"/>	就業（一般）	就業（専門人材）	テレワーク	関係人口
		起業			

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）

申請日から5年以上継続して伊東市に居住する意思について	○	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業・起業の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	○	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役等の経営を担う者との関係	○	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 伊東市への移住の意思について		A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である
（関係人口の場合のみ記載） 移住時に40歳未満であること		A. 該当する	B. 該当しない
（関係人口の場合のみ記載） 伊東市の団体と関わりを有し、移住直前の1年間で4回以上地域の活動に関わったこと		A. 該当する	B. 該当しない
（関係人口の場合のみ記載） 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて伊東市内の企業等に就業し、かつ、申請時において当該企業等に連続して3か月以上在職していること		A. 該当する	B. 該当しない
（関係人口の場合のみ記載） 本市内で新規に起業し、開業の届出をしていること		A. 該当する	B. 該当しない

4 移住元の住所

（注）移住元要件を満たす5年以上の在住履歴を記載

期間	住所
2013年～4月2日～ 2015年4月10日	〒1××-×××× 東京都〇〇市〇〇××〇号
2015年4月10日～ 2022年5月15日	〒1××-×××× 東京都〇〇市〇〇××〇号
	〒
	〒
	〒



5 東京特別区への在勤履歴（東京特別区の在勤者に該当する場合のみ記載）

（注）移住元要件を満たす5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地
2013年4月2日～ 2022年3月31日	〇〇〇株式会社	東京都〇〇区〇〇××号

6 東京特別区への通学履歴（東京特別区の大学等への通学期間を移住元として対象期間とする場合のみ記載）

期間	就業先	就業地

7 移住後の生活状況（テレワークによる移住者のみ記載）

勤務先部署	
勤務先の住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他（ ）

管理コード（伊東市使用欄）	
---------------	--

## 第1号の2様式（第5条関係）

## 伊東市移住就業支援事業補助金の交付申請に関する誓約書兼同意書

伊東市移住就業支援事業補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

## 1 誓約事項

- (1) 補助金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び伊東市から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 次に掲げる場合には、伊東市移住就業支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。
  - ア 補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - イ 補助金申請日から3年未満に伊東市以外の市区町村に転出した場合：全額
  - ウ 補助金の申請日から1年以内に第3条第2号の要件を満たす職を辞した場合：全額
  - エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
  - オ 補助金の申請日から3年以上5年以内に伊東市以外の市区町村に転出した場合：半額

## 2 同意事項

- (1) 上記1(2)の誓約事項が順守されているか確認するために、伊東市が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。
- (2) 静岡県及び伊東市が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住就業支援事業補助金に係る事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県及び他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。
- (3) 静岡県及び伊東市が、補助金交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務状況等の情報について就業先の中小企業等に確認することに同意します。

〇〇年〇〇月〇〇日

伊東市長 様

住所 伊東市大原二丁目1番1号  
申請者  
氏名 伊東 太郎 ㊟

第2号様式（第5条関係）

就業証明書（伊東市移住就業支援事業補助金の申請用）

〇〇年〇〇月〇〇日

伊東市長 様

所在地 伊東市〇〇△番×号  
 事業所名 〇〇〇株式会社  
 代表者名 〇〇 〇〇 ㊟  
 電話番号 〇〇-〇〇-〇〇〇〇  
 担当者 〇〇 〇〇

下記のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	伊東 太郎
勤務者住所	伊東市大原二丁目1番1号
勤務先所在地	伊東市〇〇△番×号
勤務先電話番号	〇〇-〇〇-〇〇〇〇
就業年月日	〇年〇月〇〇日
応募受付年月日	〇年〇月〇〇日 ←採用面接の申込みを行った日を記載
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役等の経営を担う者との関係 ※マッチングサイト掲載求人の場合	3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事	目的達成後に離職することが前提ではない

業を利用している場合のみ	利用した事業名 <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業
--------------	---

備考 伊東市移住就業支援事業補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況等の情報を、静岡県及び伊東市の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。

第2号の2様式（第5条関係）

就業証明書（伊東市移住就業支援事業補助金の申請用）

〇〇年〇〇月〇〇日

伊東市長 様

所在地 東京都〇〇区〇△番×号  
 事業所名 〇〇〇株式会社  
 代表者名 〇〇 〇〇 ㊟  
 電話番号 〇〇-〇〇-〇〇〇〇  
 担当者 〇〇 〇〇

下記のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	伊東 太郎
勤務者住所 (移住前)	東京都〇〇区〇△番×号
勤務者住所 (移住後)	伊東市大原二丁目1番1号
勤務先部署の所在地	東京都〇〇区〇△番×号
勤務先電話番号	〇〇-〇〇-〇〇〇〇
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
その他	・勤務者に内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク 交付金による資金提供をしていない ・定期的に週の半分を超えて勤務先の部署に通勤していない

備考 伊東市移住就業支援事業補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況等の情報を、静岡県及び伊東市の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。

第2号の3様式（第5条関係）

関係人口証明書（伊東市移住就業支援事業補助金の申請用）

〇〇年〇〇月〇〇日

伊東市長 様

所在地 伊東市〇〇〇△番×号

団体名 〇〇〇〇〇

代表者名 〇〇 〇〇 ㊟

電話番号 〇〇-〇〇-〇〇〇〇

担当者 〇〇 〇〇

下記のとおり相違ないことを証明します。

対象者名	伊東 太郎
対象者住所	伊東市大原二丁目1番1号
対象者の活動参加状況	対象者が移住する直前の1年間で5回当団体の活動に関わった

就業証明書（伊東市移住就業支援事業補助金の申請用）

〇〇年〇〇月〇〇日

伊東市長 様

所在地 伊東市〇〇△番×号  
 事業所名 〇〇〇株式会社  
 代表者名 〇〇 〇〇 ㊟  
 電話番号 〇〇-〇〇-〇〇〇〇  
 担当者 〇〇 〇〇

下記のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	伊東 太郎
勤務者住所	伊東市大原二丁目1番1号
勤務先所在地	伊東市〇〇△番×号
勤務先電話番号	〇〇-〇〇-〇〇〇〇
就業年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
雇用形態	週20時間以上の無期雇用

備考 伊東市移住就業支援事業補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況等の情報を、静岡県及び伊東市の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。

記入例

口座振込依頼書

〇〇年〇月〇日

伊東市長 様

住所 伊東市大原二丁目1番1号

氏名 伊東 太郎 (印)

電話番号 0557-32-1061

下記のとおり伊東市移住就業支援事業補助金の口座振込を依頼します。

振込先金融機関	伊東 銀行 金庫 農協	市役所 出張所 店 所
預金種別	普通預金	
預金口座番号	1 2 3 4 5	
フリガナ	イトウ タロウ	
口座名義人	伊東 太郎	



